

# 環境に関するマスクの表示に関するガイドライン ver. 1

2023年2月8日 JIS 適合審査委員会

マスクの表示・標ぼうにおいて環境に関する記載をする場合の目安となるガイドラインを下記に記載します。

なお本件に従って審査され、JIS 適合番号を發せられたものでも、それによってバイオマスプラスチックや生分解性材料を使用したことによるマスクの安全性・耐久性を審査・保証するものではありませんし、環境負荷軽減に関する証明ではないことをあらかじめご理解ください。

また、既に JIS 適合番号が發行されている商品やその関連品番商品のみならず、今後、適合番号が發行されるものについても同様の見解になります。

## 【バイオマスプラスチックを使用しているマスクについて】

バイオプラスチックは、バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称である。以下、バイオマスプラスチックについて規定する。

### 1. 基本的な方針

- ・主張は正確で、実証されており、検証可能であること。
  - ・あいまいな表現や主張の対象が特定されない表示は行わない。
  - ・主張内容は、製品のライフサイクルにおける関連する環境側面のすべてを考慮したものでなければならない。
  - ・特定の用語を用いた主張を使う際には、定義などに注意する。
  - ・バイオマスプラスチックは、CO<sub>2</sub>削減物質とされることを前提とします。
- 例えば、「環境に安全」「環境にやさしい」「地球にやさしい」「無公害」「グリーン」などのような、あいまいな表現によって環境への配慮を大まかにほのめかす主張は避ける。加えて、消費者に対して美的な映像やデザイン、シンボルマークのみを使用して環境に配慮されたものであるかのような印象を与える可能性がある場合も避ける必要があります。

### 2. マスクの審査における環境関連表示審査の主な3点

- ①消費者の視点で確認します。～ 実証できる、検証可能である事が必要です。
    - ・製品の仕様書(スペック)及び現物(マスク製品)にて確認します。

どの部位にどれだけ使用されているか、どのような効果・影響をもたらすか。

      - ・現物視点: 含有率が製品から確認されていること。

放射性炭素 C14 による分析結果の提出が必要(※国内 2 認証機関で確認されたものであれば認証書で代用可)
      - ・製品仕様: 部位別の使用構成材料の確認
- 差異がなければ、その使用比率で表示を確認。差異がある場合は、測定

結果を優先します。

## ②環境関連記載の定義やわかりやすさ

JIS 適合表示と環境表示は、共存併記となるため消費者はマスクの捕集・安全衛生機能と環境関連の観点での審査を受けたものと理解します。そのため信頼感の付与をするため、環境ラベルの認証マークは下記の要素が必要です。

- ・パッケージと製品で審査を受け、第三者機関にて認証マーク等の発行を認可番号とともに得ている事。
- ・当委員会に記載根拠などについて説明できる認証。
- ・認証機関において、定期的に製品で含有率検証が行われている事。
- ・使用する材料だけが環境ラベル等の認証を受けている場合は、後述する。

## ③曖昧表現や環境側面：優良誤認、誤認混同を防止するため確認する。

環境表示ガイドライン 9原則を参照します。

### 3. 審査における具体的な確認項目

バイオマスプラスチックが含まれる不織布や材料を使用したマスクについて解説します。

#### (1) マスクに表示・記載できる文言

「バイオマスプラスチックを含む不織布を使用している事」とどまります。

(例) ・バイオマスプラスチックを(一部の部位に)使用したマスク

- ・バイオマスプラスチック配合の不織布を(一部に)使用したマスク
  - ・1層目と3層目にバイオマスプラスチックを採用した不織布を使用
  - ・本体縁部分にバイオマスプラスチックを採用した不織布を使用
- 不織布以外の部材に使用している場合も同様となります。

#### (2) 認証マーク

- ・バイオマスプラスチックの使用について、バイオマスプラスチックの認証機関から認証(認証番号、認証マーク等)を受けていることに加え、上記2.の主な3点の①②③が実施されている機関であること。

(参考) 2022年12月現在 2団体の発行する認証マークが有効です。

(一社) 日本有機資源協会

日本バイオプラスチック協会

2団体の審査は、前述条件に適合していることが条件となっており、当委員会からの確認が可能です。これらの認証以外は、現時点前述の条件が実施できませんので不可となります。

#### (3) 含有率、部位

- ・バイオマスプラスチックの含有率が、放射性炭素 C14 による測定で、リバースできているエビデンスがあること(認証マーク取得時データで代用可)。

それに基づいて表示、標ぼうされていること。（上記 2. ①）

- ・使用している部位がパッケージに記載されている事。
- ・使用している部位のバイオマスプラスチック含有率が、パッケージのいずれかに明記されている事（マスク全体の重量比であり、面積比は不可）

#### (4) 曖昧表現等

- ・マスク全体 100%がバイオマスプラスチックで構成されていない場合は、つまりマスクの一部に使用されている場合は、マスク全体と解釈されないよう表現されている事。
- ・マスクを構成するバイオマスプラスチックを使用している素材のうち、もっとも含有率が高い数値を採用して、際立たせる、或いは、あたかもその含有率がマスク全体であるかのような記載は不可。

#### (5) マスクに表示できないのは

- ・バイオマスプラスチックを使用しているも「環境にやさしい」「環境対応」などは、標ぼうできません。  
（例） 環境にやさしいマスク、環境対策マスク、環境対応マスク  
環境に安全、地球にやさしい、無公害、自然に優しい
- ・前述の環境認証マーク以外のバイオマス関係マークの表示は不可です。

#### ※表示するバイオマスマークについて

- ・大きさ：強調や著しく大きくしないこと。JIS 適合表示がある場合は、JIS 以外の認証機関のマークとあわせ JIS 適合表示の長方形の面積を越えないこと。また環境マーク認証機関で表示も審査を受けている事。

#### 4. 不織布など素材がバイオマスプラスチック認証を受けている場合で、マスクとしての認証ではない場合の表示

- ①認証マークの表示：マークを表示する場合は、どの部材が認証を受けているか、明確に分かるように記載する事。  
部材だけなのにマスク全体と解されるような表現、表示としないこと。
- ②部材であってもマークと認証番号はセットで表示。使用部位も表記。
- ③バイオマスプラスチックの使用比率の記載にあたっては、その部材に使用している比率であることが分かるように記載すること。

## 5. 包装材料などについて(マスク本体以外)

包装材等に使用している材料のうち、再生紙・バイオマスインク・バイオマスプラスチックを使用した個包装ポリなどが採用されている場合、環境関連の表示は、誤認の無いように表示すること。以下、事例を用いて紹介します。(表示可能な例)

- ・パッケージに再生紙を使用しています。
- ・パッケージ印刷にバイオマスインクを使用しています。
- ・ハイブリッドUV印刷のパッケージについては、「ハイブリッドUV印刷したパッケージ」であることは表示可能です。

これら例示したものを適用、採用しているからとして「環境にやさしいマスク」やそれを想起させる文言は記載不可です。

### (1)FSC 認証の記載:

FSC 認証を取得している場合の認証マークの表示は、以下の条件で可能です。

- ・認証証書と番号にて発行内容が確認され、使用部位がパッケージである注記が正しく読み取れるように記載されている。
- ・認証証書の提出によって確認します。証書が審査申請時に提出できない場合、理由書を添えて申請してください。適合審査結果通知後、すみやかに認証証書を発行してもらい、審査書類として提出してください。それによって正式に JIS 適合表示が可能となります。
- ・海外発行の FSC 証明は、証書の転用や偽造でないことを証明することが必要です。
- ・国内発行の証書は、審査担当から FSC 機関に確認を取ることがあります。

### (2)フィルム素材や化粧箱にバイオマスプラスチックやリサイクル材料が使用されている場合は、それを証明するものを提出してください。 海外の証明書や自己宣言による表明は不可です。

マスク本体などと混同されない表示であることなども確認する。

## 6. 自社の環境活動をタイトルとした環境マークについて

自社が環境に関する各種認定を受けて活動している事をパッケージに記載し、表明することは、商品の誤認、混同を避けるため原則不可です。

記載、表示、標ぼうできるのは、マスクに直接関係する環境関係表現だけです。

SDGs 関係の表示も同様で、原則不可です。